

議案第38号

長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記議案を提出します。

令和7年6月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

国が定める外国語指導助手の報酬基準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うもの。

長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第33号）の
一部を次のように改正する。

別表第3中「280,000」を「335,000」に、「300,000」を「345,000」に、「325,000」を「355,000」に、「330,000」を「360,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正前の長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第3の規定に基づいて支給された給与は、改正後の長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第3の規定による給与の内払とみなす。